

掛川市条例第35号

掛川市市民交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市市民交流センター条例の一部を改正する条例

掛川市市民交流センター条例（平成20年掛川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

1,500円	1,900円	2,300円
1,600円	2,000円	2,400円
1区画当たり月額2,000円		
800円	1,000円	1,200円
800円	1,000円	1,200円
1区画当たり月額2,000円		

を

1,540円	1,950円	2,360円
1,640円	2,050円	2,460円
1区画当たり月額2,050円		
820円	1,020円	1,230円
820円	1,020円	1,230円
1区画当たり月額2,050円		

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市市民交流センター条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る使用料から適用し、施行日前における使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。